

「東日本大震災の被災地で使用する建設機械の機械損料の補正について(通知)」の改定について

令和 5. 2. 28 国総公第 243 号
総合政策局公共事業企画調整課長から
東北地方整備局及び北陸地方整備局企画部長、
国土技術政策総合研究所社会資本マネジメント
研究センター建設マネジメント研究官あて

東日本大震災の被災地で使用する建設機械は、標準的な施工条件での使用に対して維持修理費が増大している事
態に鑑み、平成 26 年 3 月 14 日付け国総公第 128 号「東日本大震災の被災地で使用する建設機械の機械損料の補正につ
いて(通知)」(以下「平成 26 年度被災地補正通知」という)により、建設機械の損料の補正を行っているところである
が、その後の維持修理費の状況を踏まえ、平成 26 年度被災地補正通知を以下のとおり変更することとしたので通知す
る。

なお、平成 26 年度被災地補正通知は、令和 5 年 3 月 31 日をもって廃止する。

記

1. 当分の間、ブルドーザ(リッパ装置付きブルドーザを除く)、バックホウ、ダンプトラック(建設用ダンプトラック
を除く)に限り、請負工事機械経費積算要領(昭和 49 年 3 月 15 日付け建設省機発第 44 号)第 5 の規定に加え、建設
機械の運転時間 1 時間当たり損料に 100 分の 102 を乗じて得た額を超えない範囲で補正するものとする。
2. 前項のブルドーザ、バックホウ、ダンプトラックは、岩手県、宮城県、福島県の地域内で使用するものに限るもの
とする。
3. 本通知は、令和 5 年 4 月 1 日以降に入札を行う工事から適用する。